

14

令和8年市議会2月定例会

報 告 事 項  
(その3)

静 岡 市

# 目 次

報告番号	件 目	頁
報 告 第 6 号	専決処分の報告について（交通事故、物損事故、道路事故及び安全配慮義務の不履行による損害賠償の額の決定について）	3
報 告 第 7 号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	7

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月19日提出

静岡市長 難波 喬 司

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年11月27日

静岡市長 難波 喬 司

### 交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 931,920 (車両修理費等)	***** ***** *****	*****	令和7年 8月29日 静岡市葵区 追手町 9番45号地先	公用原動機付自転車で走行中、交差点で停車中の相手方車両と接触し、バックドア等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年2月24日

静岡市長 難波 喬 司

安全配慮義務の不履行による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故の概要
	住 所	氏 名	
円 465,421 (転居費等)	***** ***** *****	*****  法定代理人 ***** *****	***** ***** ***** ***** ***** ***** *****

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月2日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 178,747 (車両修理費)	***** ***** *****	*****	令和7年 9月5日 ***** ***** *****	駐車していた相手方 車両に、市有地からの倒 竹が直撃し、ルーフ等を 損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月12日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 51,673 (車両修理費相当額)	***** ***** *****	*****	令和7年 9月23日 静岡市清水区 八坂北一丁目 1番11号地先	市道を走行中の相手方車両が、道路上の穴に落輪し、フロントバンパーを損傷させた事故である。
円 246,400 (車両時価相当額等)	***** ***** *****	*****	令和7年 10月26日 静岡市葵区 平野地内	市管理道を走行中の相手方車両が、道路上の落石に接触し、エンジン等を損傷させた事故である。

## 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月19日提出

静岡市長 難波 喬 司

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月6日

静岡市長 難波 喬 司

### 工事請負契約金額の変更について

工 事 名	区分・契約金額(円)	変 更 概 要
令和4年度環ご第1号 一般廃棄物最終処分場埋立地等 造成工事 (令和5年7月11日議決)	当初 3,098,238,000	建設発生土の処分にあたり、処分受入先と受入時期の調整を行い、発生土を一時的に隣接地に仮置きすることとなったため、仮置工等を増工する。  (第5回変更議決より 1,922,800円減額(0.06%減))
第1回変更	第1回変更後 3,076,986,000	
令和5年11月20日報告	第2回変更後 3,050,269,200	
第2回変更	第3回変更後 3,051,281,200	
令和6年7月10日報告	第4回変更後 3,065,348,000	
第3回変更	第5回変更後 3,016,772,000	
令和6年12月11日報告		
第4回変更		
令和7年3月3日報告		

<p>第5回変更 令和7年7月10日議決</p> <p>第6回変更 令和7年12月15日報告</p>	<p>第6回変更後 3,000,074,000</p> <p>第7回変更後 3,014,849,200</p>	
<p>令和4年度葵南県公災債第1号 (主) 藤枝黒俣線(黒俣西釜蓋外2) 道路災害復旧工事 (令和7年7月10日議決)</p>	<p>当初 301,977,500</p> <p>第1回変更後 310,659,800</p>	<p>他自治体が実施する事業への残土流用を予定していたが、当該事業での受入が不可となり、建設発生土処理施設で処分することとなったため、残土処理工を増工する。</p> <p>(当初議決より 8,682,300円増額(2.88%増))</p>